

## 第3章 施策の展開

### 第1節 一人ひとりが取り組み、地域で地球を守っていくまち

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等の温室効果ガスの過剰な排出により引き起こされる地球温暖化問題は、自然環境から私たちの生活まで、地球全体で深刻な影響を及ぼすと予想されていることから、最も重要な環境問題の1つとして認識されています。気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、地球温暖化の影響により、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後の地球温暖化の進行に伴い、影響が拡大する恐れがあります。

気候変動に対しては、温室効果ガスを減らす対策に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じている、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図り、その影響に備える対策（適応策）が重要であり、これら2つの対策は車の両輪のような関係にあります。

#### 1) 地球温暖化

地球温暖化は、自然由来の要因と人為的な要因に分けられます。20世紀後半の地球温暖化に関しては、人間の産業活動等に伴って排出された人為的な温室効果ガスが主因とみられ、平成19（2007）年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発刊した第4次評価報告書では、人為的な温室効果ガスが温暖化の原因である確率が9割を超えていると評価されています。

IPCCの「第5次評価報告書（平成25年）」によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の期間に0.85℃上昇したとされ、最近30年の各10年間は1850年以降のどの10年間よりも高温を記録しています。

さらに、同報告書では、20世紀末頃（1986～2005年）と比べて有効な温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末（2081～2100年）の世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇、厳しい温暖化対策をとった場合でも0.3～1.7℃上昇する可能性があるとして指摘しています。平均海面水位は、最大82cm上昇すると予測されています。

## 1 地球温暖化を防止する

(1) 温室効果ガス排出量の削減

(2) 省エネルギーの推進

(3) 新エネルギー等の利活用

## 2 地球環境問題に取り組む

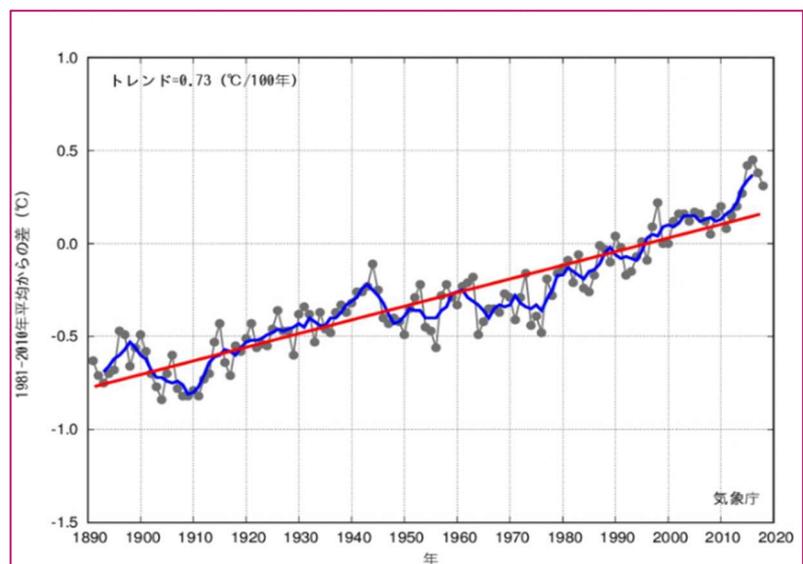


図9 世界の年平均気温偏差の推移

出典) 気象庁

## 2) 地球温暖化を取り巻く動向

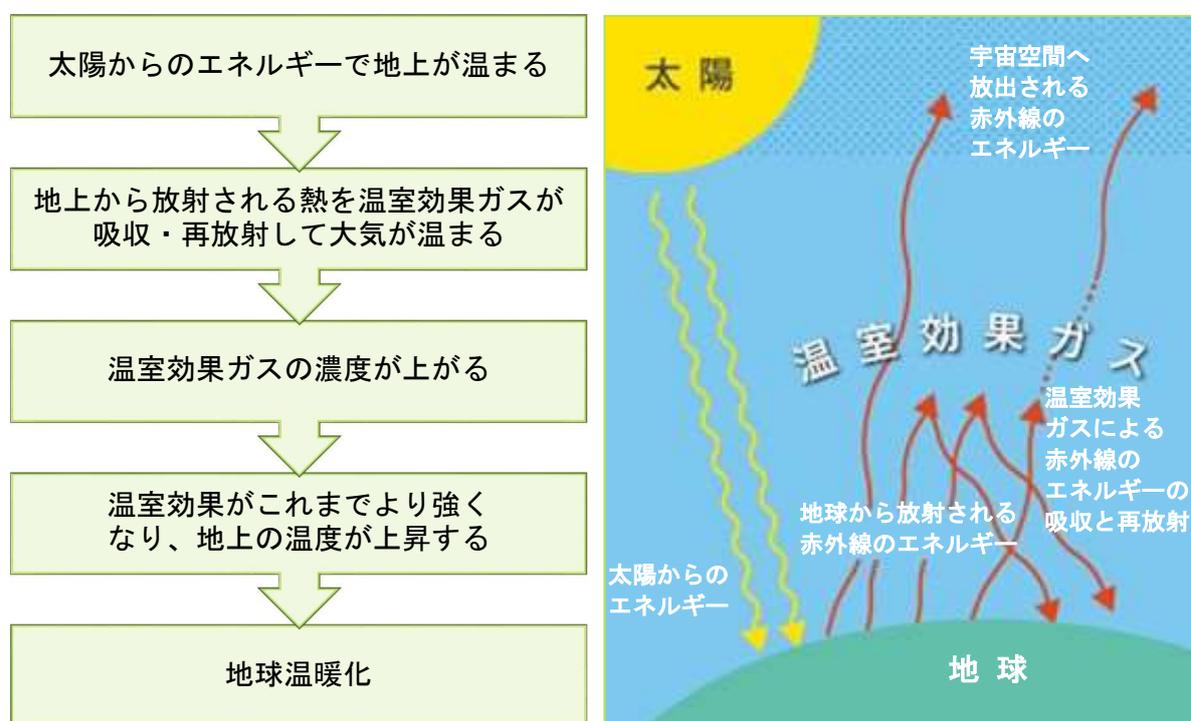
平成 27 (2015) 年にパリで開催された COP21 (第 21 回締約国会議) において「京都議定書」以降の新たな温暖化対策の国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として「今世紀末までの世界の平均気温上昇を 2°C 未満に抑え、可能ならば 1.5°C 未満に抑える努力をすること」を世界共通の目標として決めました。

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス削減目標を、平成 25 (2013) 年度比で 26% 削減としました。また、長期目標として令和 32 (2050) 年までに 80% 削減することを目指しています。

さらに、令和元 (2019) 年 6 月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとともに、令和 32 (2050) 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減の実現に向けて、大胆に施策に取り組むとされました。

気候変動への適応については、「気候変動適応法」(平成 30 年法律第 50 号) を平成 30 (2018) 年 6 月に制定し、同年 11 月には「気候変動適応計画」を策定するなど、適応に関する施策が推進されました。地方公共団体においても、地域での適応の強化のひとつとして、地域気候変動適応計画策定の努力義務が定められています。

### <地球温暖化のメカニズム>



### 気候変動への適応

現状、地球温暖化やその影響による気候変動、異常気象等は、今後も避けられないものとなっています。地球温暖化による暑さ対策や、異常気象による豪雨災害に対し、事前に備えることが重要です。また私たちの生活様式を真剣に見直す必要があります。

### 3) 南房総市の現状と課題

私たちのあらゆる活動は温室効果ガスの排出と関わりがあることから、市民・事業者・行政が一体となり、温室効果ガス排出量削減に向けて取り組んでいく必要があります。

本市においても、「地球温暖化対策実行計画」による市の事務・事業から排出する温室効果ガスの削減、市民の地球温暖化対策への意識向上を図り、省エネルギー意識の普及啓発に努め、温室効果ガスの発生を抑制することを目指していきます。

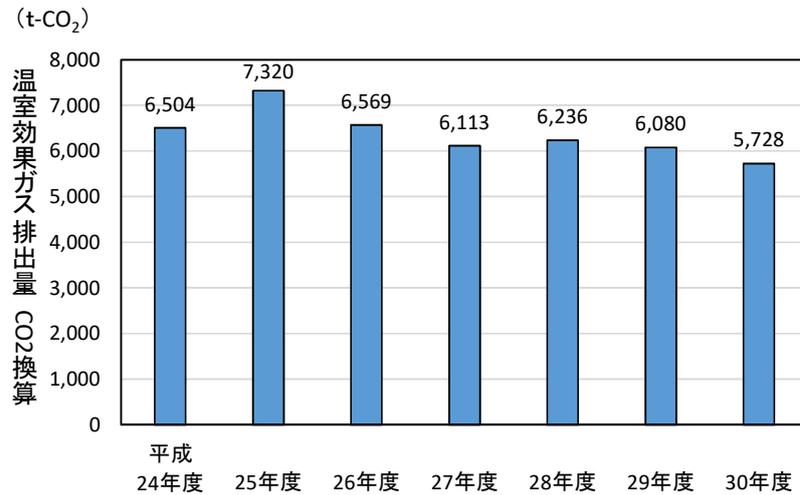


図10 南房総市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の推移

#### 【アンケート結果より】

市民アンケート「特に重要と考えている環境項目」の結果より、「地球温暖化対策などの地球環境」が重要であると考える人は24.7%でした。また、「南房総市行政に対し期待する環境対策」では、「地球温暖化対策などの地球環境」と回答した人は17.9%となりました。

#### 【現状から見た課題】

本市では、「地球温暖化対策実行計画」による市の事務・事業から排出する温室効果ガス量の把握は行っていますが、現状、市域全体における温室効果ガス排出量を把握することは困難です。

### 4) 環境指標と目標値

指標	前計画目標	現状 (H30)	目標 (R11)	担当課
市の事務・事業から排出する温室効果ガスの量 (CO <sub>2</sub> 換算) ※	5,291 トン	5,728 トン	5,143 トン	環境保全課
公用車の低公害車導入率	20%	53.52%	65%	管財契約課

※前計画目標は策定時点のもの。目標 (R11) は東日本大震災の影響により、温室効果ガス排出量の排出係数が大幅に増加したことを受け、平成28 (2016) 年に新たに見直した数値を基にした目標値。

## 行政の取り組み

### 1 地球温暖化を防止する

#### ① 温室効果ガス排出量の削減

建物の高断熱化、省エネルギー化の促進

- ・建物の断熱化や採光など、エネルギー効率の良い施設整備を推進します。

自動車の適正利用の促進

- ・関係自治体等と連携し、パーク＆ライド等により内房線、東京などと本市を結ぶ高速バス等の利便性の向上を図ります。

#### ② 省エネルギーの推進

省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

- ・省エネや、自然エネルギー設備・機器の導入への助成を実施します。

環境に配慮したライフスタイルの定着

- ・地球環境問題に関する民間団体の活動やイベントの開催などを支援します。
- ・クールチョイス（※P16 参照）の実施を啓発します。
- ・フードマイレージの試算を導入し、地産地消を推進します。

環境負荷の少ない事業活動の促進

- ・市の事務・事業を進めるにあたり、省エネルギー型ライフスタイル、オフィススタイルへの転換や、省エネ対策を徹底します。
- ・商工団体等と連携を図り、クール（ウォーム）ビズやエコドライブの実践など環境負荷の少ない事業活動を促進します。

意識啓発、情報提供等の推進

- ・地球温暖化対策実行計画を策定し、情報発信することで意識啓発を図ります。
- ・省エネルギーを推進するため、学識経験者などを招いた講習会やセミナーを開催します。

#### ③ 新エネルギー等の利活用

地域特性・地形を活かした多様な再生可能エネルギー導入の推進

- ・南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例に基づき、新設及び増設する事業所等に新エネルギー措置の導入を促進するため奨励金を交付します。

意識啓発、情報提供等の推進

- ・環境負荷の少ない新エネルギーに関する情報を収集し、提供します。

## 市民の取り組み

- 遠くに出かけるときは、鉄道やバスなどの公共交通を積極的に利用するようにしよう。
- 自動車を運転するときは急発進・急加速を控え、駐車時にはアイドリングストップを心がけよう。
- 自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけよう。
- 日常生活において節電を心がけよう。
- 住居の断熱性等を向上し、冷暖房に要するエネルギー量を削減しよう。
- 冷暖房機器の温度設定は適正に保ち、寒暖差に応じた服装をすることで調節しよう。
- ヒートポンプ給湯器といった省エネ商品や省エネ住宅、電気自動車などの省エネルギー型自動車や低公害車など、環境に配慮した製品を購入、利用しよう。
- 省エネルギーや環境問題の学習会やグループ活動に参加し、知識を深めよう。
- 太陽光や太陽熱を利用できる設備を設置するなど、再生可能なエネルギーを利用しよう。

## 来訪者の取り組み

- 市内の移動に際しては、できるだけ鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しよう。
- ホテルなどへの滞在中、使っていない部屋の消灯、見ていないテレビや使っていないパソコンの電源オフなど、節電を心がけよう。

## 事業者の取り組み

- 省エネルギー、省資源など、温室効果ガスの排出量の少ない事業活動を実践しよう。
- 事業所内の温度設定は適正に保ち、夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進しよう。
- 再生利用可能な資材の活用、使用原料・エネルギー消費の抑制など、工程や作業方法の改善などにより省資源・省エネルギーを推進しよう。
- 施設、設備等は環境や省エネルギーに配慮した設計にするとともに、機器等の購入にあってもヒートポンプを活用した高効率機器など環境負荷の少ない省エネルギー型のものを選択しよう。
- 車両点検（空気圧、オイルなど）を適切に行い、自動車を使用する時はアイドリングストップを心がけ、急発進や空ぶかしなどを行なわないようにしよう。
- 社用車購入の際は、電気自動車やハイブリッド車など省エネルギー型あるいは低公害型のもを導入しよう。
- 環境問題や省エネルギー問題に取り組む組織体制を作るとともに、環境や省エネルギーに対する取り組み等の情報を消費者に提供しよう。
- 太陽光発電や太陽熱温水器などの新エネルギーの利用に取り組ましよう。
- 木材や生ごみ、家畜のふんなど、バイオマスエネルギー利用に積極的に取り組もう。

## 行政の取り組み

### 2 地球環境問題に取り組む

建物の高断熱化、省エネルギー化の促進

- ・指定業者へ、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づいた特定フロン、代替フロン等の回収・再利用・破壊について市民に周知を図ります。
- ・フロンガスなどのオゾン層破壊物質の適正管理・回収等に関する情報を提供します。

## 市民の取り組み

- 冷蔵庫やエアコンを廃棄する際は、家電リサイクル法に基づき、適切なフロン等の回収、処理を行っている業者に引き渡そう。
- フロンガス等を使用した製品を廃棄する場合は、適切な処理を行う業者を選定し、引き渡そう。

## 事業者の取り組み

- 冷蔵庫やエアコンを廃棄する際は、家電リサイクル法に基づき、適切なフロン等の回収、処理を行っている業者に引き渡そう。
- フロンガス等を使用した製品を廃棄する場合は、適切な処理を行う業者を選定し、引き渡そう。
- 特定フロン、代替フロン等を使用している製品を取り扱う場合は、法令に基づき回収、再利用、破壊の処理を適正に行おう。



(令和元年度環境ポスター最優秀賞  
千倉小学校6年 青木野乃子さん)



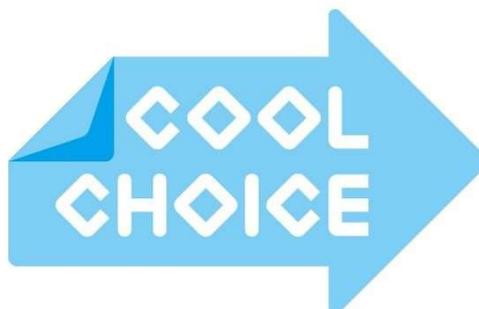
(令和元年度環境ポスター副市長賞  
三芳小学校6年 志波美和さん)

## 「COOL CHOICE」とは？

国では、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する目標を達成するため、「未来のために、いま選ぼう。」をキャッチコピーとした「COOL CHOICE」国民運動を実施しています。

これは、省エネ・温度設定・節水などの普段の行動、家電・住宅・自家用車などの身の回りの物を選ぶときに、未来のために考えた「賢い選択＝COOL CHOICE」をしていこう、という取り組みです。

国は、一人ひとりがこの運動に参加し、一丸となって温暖化防止のために「選択」していく旗印として統一ロゴマーク（右図）を設定し、国・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して広く賛同登録を呼びかけています。



未来のために、いま選ぼう。

### ● 「COOL CHOICE」のさまざまなアクション・キャンペーン

#### COOLBIZ

クールビズ

環境省は冷房使用時の室内温度を28℃とすることを推奨しています。扇風機を利用するなどして、体感温度を下げる工夫をしましょう。

エアコン消して涼しいところに集まろう

#### COOL SHARE

複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公共施設を利用したりすることで涼をシェアしましょう。



#### ECO DRIVER.

これからの、マナー。

ゆっくり加速、ゆっくりブレーキや、車間距離にゆとりを持つことで、環境負荷や交通事故が減らせます。



1回で受け取りませんか

宅配便を送るときは受取人が受け取りやすく配慮し、商品を注文した際は自分が受け取れる時間を指定するなど、再配達を減らしましょう。



※ 「COOL CHOICE」の賛同登録はCOOL CHOICE ホームページで行えます。

(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>)

資料) 環境省「COOL CHOICE ホームページ」より

## 第2節 ごみを資源へ、みんなで資源を有効に利用するまち

### 1) 循環型社会の構築

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

循環型社会とは、自然の循環を尊重し、自然に負担をかけない社会のことです。天然資源の消費を少なくし、環境への負担をできる限り低減させることが目的です。

#### 1 ごみ減量に取り組む

(1) ごみの排出抑制

(2) 3R+2Rの取り組み

(3) 食品ロスへの取り組み

#### 2 資源の有効利用に取り組む

(1) 再資源化

(2) バイオマスの利活用

#### 3 不法投棄の防止・まちの美化

### 2) 循環型社会を取り巻く動向

ごみについては、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、適正な処理を行うものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に定められています。

資源の有効利用について、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）では、「廃棄物等の発生抑制」、「資源の循環的な利用」及び「適正な処分の確保」がされることにより、限りある天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される仕組みを構築する必要があるとしています。

また、東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生しており、万全な災害廃棄物処理体制を構築していく必要があるとして、平成30（2018）年6月に、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7（2025）年までに国が講ずべき施策を示した「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

さらに、ポイ捨てなどにより回収されずに河川などを通じて海に流れ込むことによる地球規模での環境汚染である「海洋プラスチックごみ」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年5月法律第19号）に基づく食品ロスの削減に向けた取り組みなど新たな課題への対応が必要となっています。

### 3) 南房総市の現状と課題

本市におけるごみ総排出量は、ほぼ横ばい傾向で推移しており、平成30（2018）年度は15,149t（図11）、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は785g/人・日（図12）でした。千葉県と比較した場合、本市の1人1日当たりの生活系ごみの排出量が千葉県平均を147g上回っている状況です。

リサイクル率についても、平成 30 (2018) 年度は 18.8% (図 1 3) と、千葉県の平均値 (22.4%) を下回っています。

本市では、循環型社会を形成していくための取り組みである 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) だけでなく、リフューズ、リペアの 2 つの R を追加した取り組みを推進しています。今後も引き続き推進し、ごみの減量化を図っていく必要があります。

ごみの収集については、本市の 65 歳以上の高齢化率が平成 27 (2015) 年時点で 43% を超えており (P 4 図 4 参照)、また、核家族化が進む中で今後ごみ出しなどが困難な高齢世帯が増えてくることが予想されます。こうした世帯に向け、国や県の動向を踏まえた支援策などを検討していく必要があります。

快適な街並みを形成・維持していくために、不法投棄監視などの地域パトロールの実施や、地域ネットワークの構築、犬・猫の適正な飼育など街の美化に関する市民意識の向上といった、市民、事業者、行政が一体となった対策をとることが必要です。

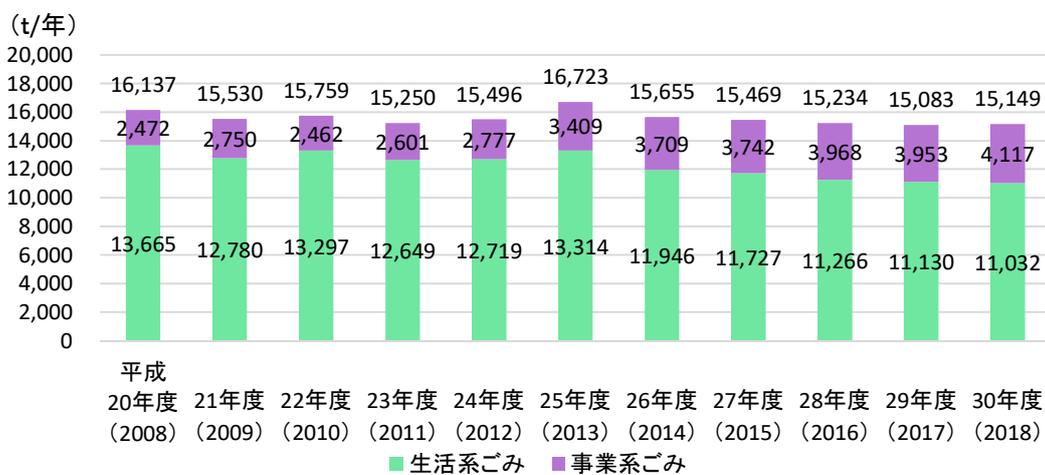


図 1 1 ごみ排出量の推移

出典) 千葉県環境生活部循環型社会推進課「清掃事業の現況と実績」

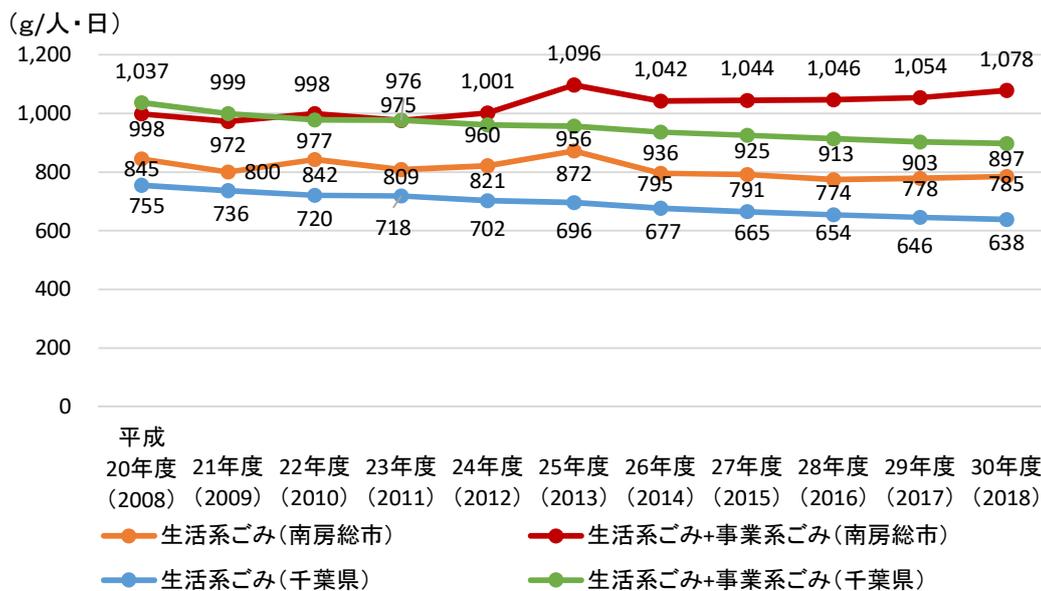


図 1 2 1 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量 の 推 移

出典) 千葉県環境生活部循環型社会推進課「清掃事業の現況と実績」

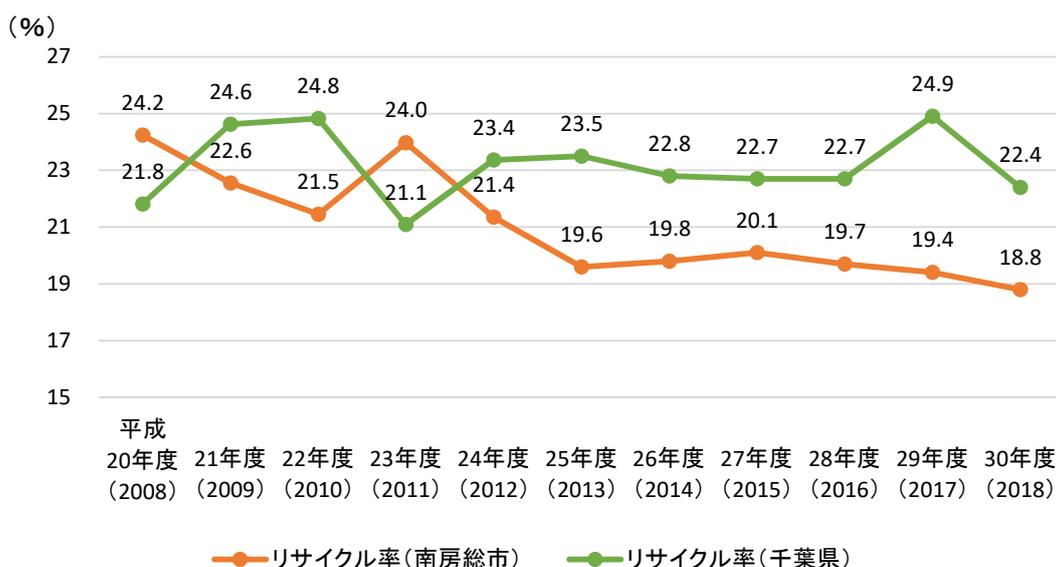


図13 リサイクル率の推移

出典) 千葉県環境生活部循環型社会推進課「清掃事業の現況と実績」

#### 【アンケート結果より】

市民アンケート「特に重要と考えている環境項目」結果より、「ごみの減量、リサイクルなどの資源循環環境の整備」が重要であるとする人は15.8%でした。また、「南房総市行政に対し期待する環境対策」では、「ごみの減量、リサイクルなどの資源循環環境の整備」と回答した人は22.6%となりました。

#### 【現状から見た課題】

本市の1人1日当たりごみ排出量は、千葉県の平均と比較すると、多くなっています。さらなるごみの減量化が必要となっています。

現在、可燃ごみの処理については、本市を含めた6市1町により広域廃棄物処理事業を推進しています。新施設(令和9年度稼働を目標)は、資源化の推進と最終処分量の最小化、高効率発電によるエネルギー回収、CO<sub>2</sub>発生量の削減など、環境負荷の低減を目指します。

本市においても、今後、高齢者が増えていくことが見込まれています。高齢者などごみ出しの支援を要する世帯に対する支援策等を検討する必要があります。

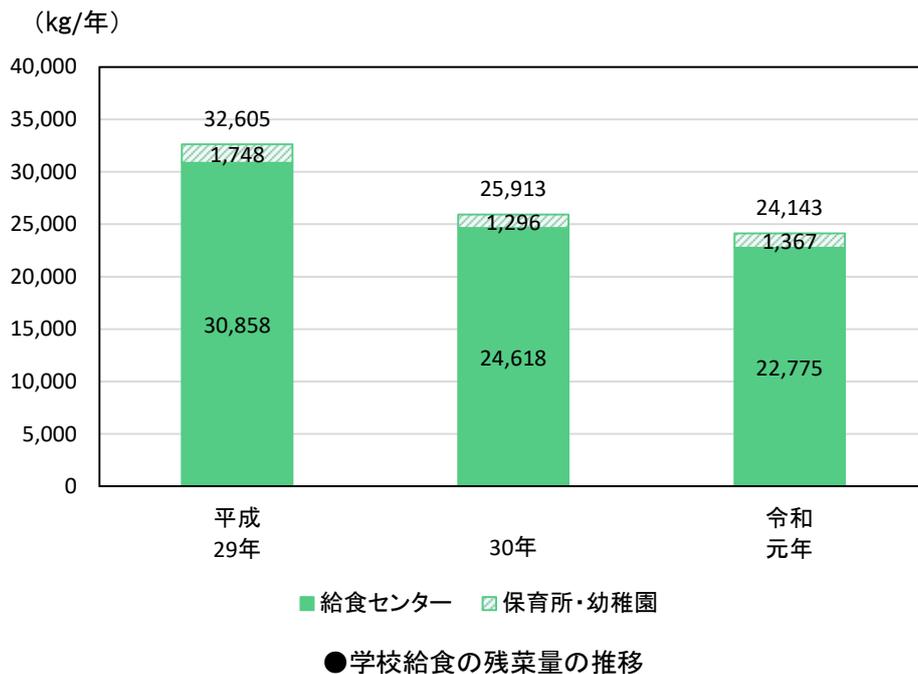
#### 災害廃棄物対策

「令和元年房総半島台風(台風15号)」と「令和元年東日本台風(台風19号)」では、本市においても市内全域に甚大な被害が及び、大量の災害廃棄物が発生しました。このような廃棄物について、県南地域には、一度に大量に受け入れ・処理できる施設がなく、仮置き場に受け入れた災害廃棄物の処理に苦慮する状況でした。

国や県、他の自治体の応援・協力を得ることで処理を行うことが出来ましたが、安定したごみ処理事業を継続して実施するには、このような突発的に発生する膨大なごみに対する対策を講じておくことが重要となります。

## 南房総市の学校給食

本市の幼稚園・小学校・中学校の給食では、「日本一おいしいご飯給食」を目指して、主食に毎日ご飯を提供していきます。おいしい給食を目指すことで、子供たちの健康を守るだけでなく、給食の残菜量削減、食品ロスの削減を目指すことができます。



### 4) 環境指標と目標値

指標	前計画目標	現状 (H30)	目標 (R11)	担当課
市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量	783g	785g	771g	環境保全課
リサイクル率	24.9%	18.8%	県平均値 (H30実績: 22.4)	環境保全課
廃食用油の回収量	現状より拡大 (H20: 4,400ℓ)	7,094ℓ	6,300ℓ	環境保全課
ペットボトルキャップの回収	—	2,937 kg (約126万個分)	3,000 kg程度を維持	環境保全課
学校給食における残菜量 (使用量に対する残菜量の率)	—	11%	10%	教育総務課

## 行政の取り組み

### (1) ごみ減量に取り組む

#### ① ごみの排出抑制

##### ごみの排出抑制に関する情報発信

- ・行政活動の内容、行政活動における環境配慮の状況等の情報を公開します。

##### ごみの適正処理の推進

- ・バッテリー・石油類等の適正処理困難物の適正処理専門業の紹介による適正処理を促進します。
- ・家庭や事業所から排出される有害ごみに含まれる有害化学物質等の適正な処理を図ります。

##### 市の事務事業におけるごみの発生抑制

- ・庁内のペーパーレス化を推進します。
- ・学校教育にタブレットを導入し、紙の使用を削減します。

#### ② 3R+2Rの取り組み

##### 3R+2Rの普及啓発

- ・家電リサイクル法、自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基づき、一般廃棄物でないものの適正処理についてPRします。

#### ③ 食品ロスの取り組み

##### 食育による食品ロスの削減

- ・日本一おいしい給食を目指すことで、食べ残しなど食品ロスの削減に貢献します。



(令和元年度環境ポスター市長賞  
三芳小学校4年 平井美結菜さん)

## 市民の取り組み

- 過剰な包装を断り、できるだけ包装の少ない商品を購入するようにしよう。
- 必要なものを必要な分だけ購入するようにしよう。
- 故障したものは修理して使い続けるなど、ものを大切に長く使うようにしよう。
- 再生紙などの再生製品、エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境への負荷の少ない製品やビールびんのような繰り返し使用できるリターナブル製品などを積極的に利用しよう。
- 環境に配慮した商品を購入する「グリーンコンシューマー」を目指そう。
- 食品ロス削減のため、食材の使いきりや食べ残しを発生させないよう心がけよう。
- 生ごみは水切りを徹底し、生ごみ処理機等を活用して堆肥化するなど減量に努めよう。

## 来訪者の取り組み

- 滞在中、ごみをなるべく発生させないよう配慮しよう。
- 買い物際には過剰包装や小分けの袋を断り、できるだけ簡易な包装で購入しよう。

## 事業者の取り組み

- 製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品を優先するなど、グリーン購入を心がけよう。
- 書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めよう。
- できる限りごみを出さない事業活動に取り組もう。（ゼロ・エミッション）
- 簡易包装等の推進により、ごみとなるものの減量に努めよう。
- 事業所内に「リサイクルボックス」を設置するなどして、資源ごみの分別を積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めよう。
- 自社で販売した製品や容器包装類の回収を行うなど、リサイクルの推進に努めよう。
- ごみの排出削減目標を定め、排出抑制運動を行うとともに、リサイクル関係者とのネットワークを構築するなどし、ごみの排出量を削減しよう。

## 食品ロスの削減へ

### 食品ロスとは？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことです。

日本での食品ロスは、年間 646 万 t<sup>\*</sup>に上り、これを 1 人当たりで換算すると、毎日お茶碗 1 杯分（約 139 g<sup>\*</sup>）のご飯の量を捨てていることになります。

※消費者庁より

### 食品ロスの原因

家庭からの食品ロスの原因は主に 3 つに分けられます。

- ① 直接廃棄：買いすぎや長持ちしない保存方法により、調理されずに捨てられるもの
  - ② 食べ残し：作りすぎや好き嫌いにより、食べずに捨てられるもの
  - ③ 過剰除去：調理技術の不足や過度な健康志向により、可食部が過剰に捨てられるもの
- ◎食品ロスは、日常生活のちょっとした配慮で減らすことができます。

### 食品ロスを減らす取り組みと内容

- ・ちば食べきりエコスタイル（ちば食べエコ）（千葉県）

家庭での食事の際や、レストランや宴会での食事の際に「食べきり」をすすめていくことで、食べ物がごみになる量をできるだけ減らしていくための取り組みです。

南房総市内のちば食べエコ協力店

- 道の駅とみうら・枇杷倶楽部
- 道の駅おおつの里・花倶楽部
- 道の駅三芳村・鄙の里
- 道の駅ローズマリー公園
- 千葉県酪農のさと

ポスター掲示等による啓発活動を行っています！

- ・3010 運動

「宴会の開始 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもので、宴会等の食事の席で余りがちな食品を残さず食べようという取り組みです。

資料) 環境省ホームページより



## 行政の取り組み

### (2) 資源の有効利用に取り組む

#### ① 再資源化を図る

##### リサイクルの普及啓発

- ・ 広報紙等によるごみ減量、リサイクルについての啓発活動を図ります。
- ・ 事業者対象の減量やリサイクルに関する説明会、学習会の開催によりリサイクルを推進します。
- ・ 具体的なごみの資源リサイクルマニュアル等の作成・配布をします。

##### 市の事務事業における資源の再利用の推進

- ・ ごみの分別種類の見直しなどにより、リサイクル率の向上を図ります。
- ・ 公共事業の廃コンクリート・廃アスファルト等の骨材への再利用を推進します。
- ・ 公共工事の施工に当たり、環境保全型ブロックなど環境に配慮した製品の使用を推進するとともに、建設廃材の再資源化、再生資材の利用を促進します。

##### 再資源化施設導入の検討

- ・ プラスチック、粗大ごみ等のリサイクルを目的とした処理施設の導入について研究します。

#### ② バイオマスの利活用

##### 3Rの普及啓発

- ・ 間伐材・流木・おがくず等木質バイオマス燃料を利用する団体を支援します。

### 薪暖房機「ゴロン太」

生物由来の再生可能なエネルギーとして、「木質バイオマス」はカーボンニュートラルな特性を有しているため、地球温暖化防止に貢献できるエネルギーとされています。

この木質バイオマスとして間伐材を利用した暖房器具、「ゴロン太」を普及するため、本市では「南房総市施設園芸用木質バイオマス暖房機導入普及事業」に取り組んでいます。



(左：スーパーゴロン太、右：ゴロン太)

## 市民の取り組み

- 環境にやさしいエコ製品（再生品など）を優先して購入するようにしよう。
- 故障したものは修理して使い続けるなど、ものを大切に長く使うようにしよう。
- 古紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをきちんと分別するなど、ごみ出しのルールを守るようにしよう。
- 地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力するようにしよう。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用し、不用品を有効利用するようにしよう。
- 資源ごみについては分別を徹底し、資源になるものを増やそう。
- 空き瓶やペットボトルなどの資源ごみの排出時は、洗浄を徹底しよう。
- 新聞紙、雑誌、段ボールなどは、集団回収に出そう。
- 生ごみや落ち葉など、家庭で堆肥化を行おう。
- フリーマーケットやリサイクルショップ、バザーやレンタルなどを積極的に利用しよう。
- リサイクル商品を積極的に購入、使用しよう。

## 来訪者の取り組み

- ホテルなどでの滞在中、ごみを捨てる場合は、滞在場所の分別ルールに従い、缶やびん、ペットボトルなどは資源として処理されるようにしよう。

## 事業者の取り組み

- 事業所内に「リサイクルボックス」を設置するなどして、資源ごみの分別を積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めよう。
- 自社で販売した製品や容器包装類の回収を行うなど、リサイクルの推進に努めよう。
- 自動販売機を設置する際は、周囲に空き缶や空き瓶の回収箱を設置しよう。
- 使用済み商品の引き取りなど、店頭回収、自主回収を推進し、再利用に努めよう。
- 事業活動の中で排出する廃棄物については徹底的に分析をし、資源として活用できるものは活用しよう。
- 再生原料及び再生品を利用した製品の製造、加工、販売及び購入に努めよう。
- 再利用を念頭においた商品開発及び販売を行おう。
- 食品の製造・販売業者は、調理場から出る生ごみや残飯の資源化を推進しよう。
- リターナブル製品を開発し、販売・回収を行おう。
- 家庭電化製品、自転車、おもちゃなどの修理、リフォーム、再商品化を行うとともに、これらの技能者の育成、支援を行おう。

## 行政の取り組み

### (3) 不法投棄の防止・まちの美化

#### 不法投棄の防止強化

- ・不法投棄防止のため、不法投棄監視委員によるパトロールや看板の設置などを強化していきます。
- ・定期的なパトロールなどにより、違反広告物を排除し、まちの美観向上に努めます。
- ・ボランティア袋を配布し、地域のボランティア活動支援及び推進に努めます。

#### まちの美化の普及啓発

- ・事業者に対し、美観を損なうような表示板、看板が設置されないよう要請します。
- ・観光イベントの開催などを通じて、まちの美化に関する環境マナーの意識啓発を進めます。

## 市民の取り組み

- 地域の一斉清掃やボランティアによる清掃活動に積極的に参加しよう。
- ごみが投棄されている場所の清掃を行い、不法投棄の防止を図ろう。
- 家電製品などの不法投棄や不適正排出を行わず、またこれらを防止するよう目を光らせよう。
- 所有地を適切に管理し、不法投棄されないよう自衛策を講じよう。
- 不法投棄の監視やパトロールに協力しよう。
- 公園など公共の場で出たごみや、屋外のレクリエーションなどで出たごみの持ち帰りを家庭内で実践しよう。

## 来訪者の取り組み

- バーベキューなど、行楽で出たごみは持ち帰ろう。
- たばこや空き缶などのポイ捨ては行わないようにしよう。

## 事業者の取り組み

- 産業廃棄物については、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行おう。
- 生産工程で使用する化学物質は、使用、管理、保管、廃棄の各段階での漏洩防止を徹底するなど適正に管理し、周辺に悪影響を及ぼさないように配慮しよう。
- 事業系一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づいて適正に処理しよう。
- 建設廃材の適正処理、産業廃棄物のマニフェスト制度の実行を徹底しよう。
- 建築発生土の処理や、一時保管場所等についてのネットワークの形成と相互利用を進めよう。
- 所有地を適正に管理し、不法投棄されないよう自衛策を講じよう。
- 社員に対して、外出先でのごみの持ち帰り、ポイ捨ての禁止、ごみの分別、幼児期からの環境教育の大切さなどについての啓発を定期的に行い、職場でのモラル向上を図ろう。
- 事業所ごとに美化推進員を選定し、市民や関係者との交流を進めよう。
- 地域の一斉清掃に参加しよう。
- 事業所内の一斉清掃を実施しよう。



(市内で確認された不法投棄)

### 第3節 地域と自然の共存へ、一人ひとりが豊かできれいな自然を目指すまち

#### 1) 自然環境

私たち人間は、自然から空気、水、エネルギーなど生活に必要な資源を得ており、生物多様性をもたらす豊かな恵みが、私たちの生活に不可欠となっています。

しかし、現在の日本の生物多様性は、過剰な採取や捕獲、開発等による生息・生育地の減少、里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下、外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱、地球温暖化等による環境の変化により、大きな危機に直面しています。

## 1 豊かな緑を守り育てる

(1) 緑地の保全

(2) 農地の保全・活用

## 2 水辺を守り育てる

## 3 多様な生物を守り育てる

#### 2) 自然環境を取り巻く動向

国では、「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）に基づき、2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」（「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」「科学的基礎を強化し、政策に結び付ける」）を示した「生物多様性国家戦略2012-2020」を平成24（2012）年9月に策定し、各種施策を推進しています。



（富山のコスモス）

### 3) 南房総市の現状と課題

#### (1) 豊かな緑を守り育てる<緑地の保全>

本市は、北部に県下最高峰の愛宕山（408m）、富山（349m）、伊予ヶ岳（336m）などの山々が連なり、西岸は東京湾、東から南岸は太平洋に面した、自然の恵み豊かな地域です。

総面積は230,120ha、地目別割合をみると、本市の山林面積は72,132haであり、市域の約31%を占めています。

山林は、雨水を貯えて河川の流量を安定させ洪水を緩和するほか、美的景観の形成、保健休養林、動植物の生息環境の提供、二酸化炭素の吸収など、重要な役割を果たしています。

しかし、今後、高齢化がさらに進行するとともに、林業従事者の減少や、木材価格の低迷による経営環境の悪化等、森林を適正な状態で維持できなくなるおそれがあります。

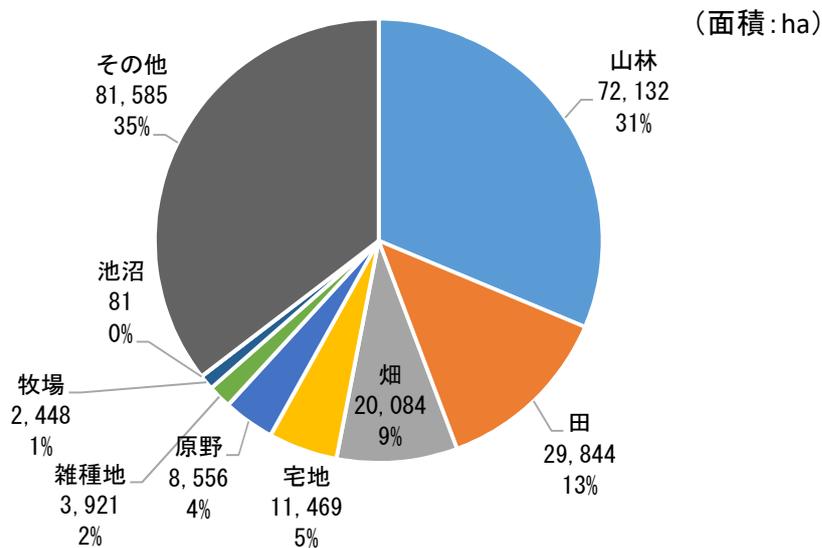


図14 市域の地目別面積の割合（平成30年）

出典）南房総市総務部企画財政課「南房総統計書」

#### (2) 豊かな緑を守り育てる<農地の保全・活用>

農地は、農作物を栽培する機能の他に、雨水を貯留して地下水をかん養する機能等の役割を有しています。しかし、市内の農用地面積は減少傾向です。

人の手が加えられなくなった農地や山林は、雑草の繁茂などにより美観を損ね、農地景観や山林景観が阻害されることが懸念されます。

また、イノシシやニホンザルによる農林業被害は年々深刻なものとなっています。特にイノシシについては、全国的な問題となっていますが、本市においても例外ではありません。個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を徹底する必要があります。

#### (3) 水辺を守り育てる<水辺環境の保全>

ポイ捨てなど、投棄されたペットボトルやビニール袋などによる海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック問題は、世界中が一体となり取り組まなければならない重要な問題となっており、持続可能な開発目標（SDGs）では、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に

陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ことがターゲットとして掲げられています。

水は、蒸発し雲となり、雪や雨となって地上に降り、川や湖沼または地下水となって海に流れ込むという大きな循環を繰り返しています。

水辺の保全を図ることは、この水循環の中で、人の活動による水量の減少や水質の汚濁を防ぎ、周辺の環境や水生生物の保全に関わるだけでなく、私たちの日々の暮らしや農業や工業など生産活動の維持にも重要なこととなっています。

#### (4) 多様な生物を守り育てる<生物多様性の保全>

本市を含めた南房総地域には、森や溪流をすみかとして、トウキョウサンショウウオ、カジカガエル、モリアオガエル、ヤマセミ、テン、ニホンジカ、ニホンザルなどが生息しています。

県内の他地域と比べ、温暖な気候であり、生物多様性の宝庫となっています。

しかし近年では、里山里海には人手が入らず、生物多様性の劣化も進んでいます。さらに、カミツキガメ、アライグマ、キョンなど、多くの外来生物が在来生物の生存を脅かしています。また、アカゲザルの混血化など、生態系への影響も確認されています。

#### 【アンケート結果より】

市民アンケート「特に重要と考えている環境項目」結果より、「緑、水辺、生物などの自然環境」が重要であると考える人は24.7%でした。また、「南房総市行政に対し期待する環境対策」では、「緑、水辺、生物などの自然環境」と回答した人が27.4%、「イノシシ、シカ、サル、カラスなど有害鳥獣対策の推進」と回答した人が60.6%と最も高い結果となりました。

#### 【現状から見た課題】

本市は緑が多く、アンケート結果からも緑や自然が重要であると考えている人が多いことがわかりました。一方で、イノシシ、シカ、サル、カラスなど有害鳥獣への対策を求める声も多く、有害鳥獣の適正管理・駆除が課題となっています。人手が加えられなくなった山林や耕作放棄地の有効活用を検討する等、ヒトと生物とが棲み分けできる環境づくりが必要と考えられます。

#### 4) 環境指標と目標値

指標	前計画 目標	現状 (H30)	目標 (R11)	担当課
森林面積（天然林）	現状維持 (5,989ha)	5,946ha 	現状維持	農林水産課
農用地面積	現状維持 (5,282ha)	5,212ha 	現状維持	農林水産課
海域における環境基準・達成率	100%	100% 	100%	環境保全課

## 行政の取り組み

### (1) 豊かな緑を守り育てる

#### ① 緑地の保全

##### 緑地の適正管理

- ・樹木の植栽、生物の生息に適した場所の創造、小動物の移動を可能にする緑地帯の確保等の生態系に配慮した緑化を推進します。
- ・造林、間伐、下草刈りなど適正な森林施業の実施・支援等により、保水・浸透機能の高い森林・農地などを保全します。
- ・海岸漂着物について、海岸管理者への撤去要望や撤去への協力を行います。
- ・松くい虫の防除を実施するなど、保安林の適切な管理に努めます。

##### 市民・事業者・ボランティア団体等との連携

- ・森林の適正な管理のため、市民による保全活動の促進等を行います。
- ・林業後継者の育成を図ります。
- ・森林ボランティアやNPOの活動による森林保全のネットワークの構築を支援します。
- ・森林組合が実施する保育管理、間伐等を支援するとともに、生活環境保全林の適切な管理を進めます。
- ・道路沿いの竹木除去について、補助金の交付を検討します。
- ・グリーン・ブルーツーリズムの推進を図ります。

#### ② 農地の保全・活用

##### 農地の適正な管理

- ・「中山間地域等直接支払制度」の活用などにより、農地の適正な管理を促進します。
- ・農村環境計画により、地域の合意形成を図りながら、ほ場整備、農道等の整備を促進します。

##### 農業発展の支援

- ・観光 PR のため、地元の農産物直売所の拡大や農産物販売による支援を図ります。
- ・有機栽培や減農薬栽培など、安全で安心な人と環境にやさしい環境保全型農業を推進します。
- ・多様な担い手の確保と育成を図ります。
- ・地域特産物の開発と育成を支援します。
- ・農業の経営体質の強化、安定化の支援を図ります。

## 市民の取り組み

- 農産物直売所などで、地元で作られた農産物を選んで購入するようにしよう。
- 農地や森林の価値を理解し、各種活動や苗木配布などのイベントに積極的に参加しよう。
- 公園や緑地の緑を大切にし、緑化への理解を深め、清掃活動や街路樹の整備などに積極的に協力しよう。
- 生け垣や花壇、庭やベランダ、屋上などで花や樹木を育て、緑とふれあう機会を創出しよう。
- 森林の所有者は、間伐や下草刈など適切な維持・管理に努めよう。
- 自然観察会や自然体験学習会等に参加・協力しよう。
- 身近な自然や市域に分布する動植物に関心を持ち、自然に対する知識を深めよう。
- 外来種の動植物を自然に放さないようにしよう。
- ハイキングやキャンプ、釣りなどのレジャーやレクリエーションで発生したごみは必ず持ち帰るようにしよう。

## 事業者の取り組み

- 開発事業などを行う際には、植林などによる緑の保全や再生及び自然環境の保全に努め、環境への影響について十分な事前調査を行うとともに、情報公開を行おう。
- 自社の所有地に隣接する雑木林の清掃等の管理に協力しよう。
- 雑木林に悪影響を及ぼすような、日照の阻害、排気ガスの放出、廃棄物の投棄などは行わないようにしよう。
- 自社の所有地に、緩衝緑地帯としての植樹や生垣の設置を行い、緑化に努めよう。
- 公園や緑地の保全に協力しよう。
- 森林地域では、動植物に悪影響を与えるような大規模な開発を実施しないなど、生態系の維持・保全に努めよう。
- 自然観察会や自然体験学習会等、市民が自然とふれあう活動を支援しよう。
- 屋外照明使用の際には、景観や生活環境だけでなく、周辺の動植物にも配慮するようにしよう。
- 市民農園の利用者に対し、技術指導や農具の貸し出しを行い、市民の農業体験を支援しよう。
- 農地を保全するため、関係機関との協議を行おう。
- 休耕地については、他の農業者や市への貸出や農作業体験の受け入れなどの有効活用を行おう。
- 有機農法や循環型農法などにより、安全な農作物を市民に提供しよう。
- 農業団体等と協力し、特産物の開発や技術開発に取り組もう。

## 行政の取り組み

### (2) 水辺を守り育てる

#### 水辺環境の保全

- ・県やボランティア団体等と協働して、磯根や里海など海辺環境の美化・保全に努めます。
- ・国定公園、県立自然公園等について、県と協働して適切な管理に努めます。

#### 市民・事業者・ボランティア団体等との連携

- ・海辺や水辺の美化活動に取り組む市民団体などをPRし、活動を支援します。
- ・河川敷を整備するときは事前に住民に知らせるよう要請します。
- ・自然の生態系回復を図ることの重要性を学校教育やアドバイザーの派遣による環境学習などを通じ啓発します。

## 市民の取り組み

- 海辺などでごみを捨てることはせず、持ち帰りを徹底しよう。
- 海辺や川辺の草刈や、漂着ごみ・不法投棄されたごみの回収などの清掃活動に参加しよう。
- 海辺や川辺に、ごみの不法投棄を「しない」、「させない」を徹底しよう。
- 海辺で遊ぶ際などは、水辺を汚さないようにしよう。
- 湧水の大切さを理解し、保全に努めよう。
- 釣りをした後は、釣り針や釣り糸などをきちんと始末しよう。

## 来訪者の取り組み

- 海辺などでごみを捨てることはせず、持ち帰りを徹底しよう。
- 海辺で遊ぶ際などは、水辺を汚さないようにしよう。
- 釣りをした後は、釣り針や釣り糸などをきちんと始末しよう。

## 事業者の取り組み

- 水辺を保全することの大切さを社員に教育しよう。
- 開発事業などを行う際には、自然環境を保全するよう配慮しよう。

## 行政の取り組み

### (3) 多様な生物を守り育てる

#### 生物多様性の保全

- ・外来種や生態系を乱すおそれのある動植物の栽培、放獣、放流防止を啓発します。
- ・狩猟のルールやマナーの遵守を徹底します。
- ・開発や造成工事などを行う際は、野生動植物の生息・生育環境に配慮し、影響を回避あるいは最小限に抑えるよう指導します。

#### 有害鳥獣対策

- ・農林業に携わる事業者とともに農林業と野生生物との共存のあり方等を検討していきます。
- ・シカ、イノシシ等有害鳥獣などの捕獲を推進するとともに、防護柵の設置を支援します。

## 市民の取り組み

- 外来種の魚類の放流など、自然の生態系を乱すような生物は放さないようにしましょう。
- 飼育方法・マナーを理解し、去勢・不妊手術するなどして、飼いきれず捨てられ殺処分されてしまうペットを減らそう。
- 野生動物にみだりにえさをやらないようにしましょう。
- 希少な動植物を、勝手にその生息地から持ち出さないようにしましょう。
- 消毒薬や殺虫剤、除草剤などの使用を自粛しよう。
- 農薬については、使用方法・使用量を守り、適正に使用しよう。
- 市内に生息する動植物・生態系への関心を持ち、希少生物などを愛護しよう。

## 来訪者の取り組み

- 外来種の魚類の放流など、自然の生態系を乱すような生物は放さないようにしましょう。
- 野生動物にみだりにえさをやらないようにしましょう。
- 希少な動植物を、勝手にその生息地から持ち出さないようにしましょう。

## 事業者の取り組み

- 開発事業などを行う際は、自然環境や地域の生態系に配慮して行おう。
- 地域の生態系を乱すような外来の動植物の販売には、国などの指導に従って細心の注意を払おう。

### 1) 生活環境

社会における安心・安全を脅かす要因の一つとして、大気汚染・水質汚染などの公害・環境衛生問題があります。

公害の防止や環境衛生の向上などにより、人の健康や生活環境への被害を防止し、引き続き、私たちの生活の基盤となる安心・安全で快適なまちづくりを図る必要があります。

### 2) 南房総市の現状と課題

#### (1) きれいな空気を創っていく

大気汚染は、燃料や廃棄物を燃やすことなどによって生じ、健康被害や農作物の生育障害などを引き起こす原因となります。その汚染物質の発生源は、工場や事業場などの固定発生源と自動車などの移動発生源に分けられます。

本市では、大気保全に関する情報提供、市民、事業者、行政の低公害車、ハイブリット車の使用の推進等を実施し、大気保全を図っています。

#### (2) きれいな水を創っていく

千葉県における河川・湖沼・海域等の公共用水域の水質は水質汚濁防止法等法令の整備・強化や農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の設置促進等により、改善してきています。本市においても、合併処理浄化槽の設置に対して、補助金を交付しており、平成30(2018)年度末までに合併処理浄化槽は6,368基設置されています。

しかし、本市の合併浄化槽普及率(生活排水処理率)は43.27%(平成30年度実績)と、千葉県の普及率88.0%(下水道+合併浄化槽)と比べて低い水準にあります。水質保全を図るうえで、合併処理浄化槽への転換が必要とされていますが、生活上での支障がないことや高齢者世帯であること等の理由により、転換が進まないことが課題となっています。

## 1 きれいな空気を創っていく

- (1) 自動車などの発生源対策
- (2) 工場・工事場などの発生源対策

## 2 きれいな水を創っていく

- (1) 水質汚濁の防止
- (2) 健全な水循環の構築

## 3 不快な騒音・振動や悪臭をなくす

- (1) 騒音・振動の防止
- (2) 悪臭の防止

## 4 きれいな土地を創っていく

- (1) 不適正な埋立の防止

## 5 有害化学物質による汚染やその他公害を防ぐ

- (1) 有害化学物質による汚染防止
- (2) その他の公害防止

### (3) 不快な騒音・振動や悪臭をなくす

本市における騒音・悪臭、野焼きに関する苦情件数は、増加傾向にあり、特に野焼きに対する苦情件数が多くを占めています。野焼きは法律により原則禁止されています。但し、農業・林業等を営むのに必要な野焼きは例外として認められていますが、その場合でも時間帯や風向きなど、周囲住民などへの配慮が必要です。また生活ごみの野焼きについては、有害な成分が発生するおそれのあることから、絶対に行わないようにしてください。野焼きについての知識や意識の向上を図る必要があります。

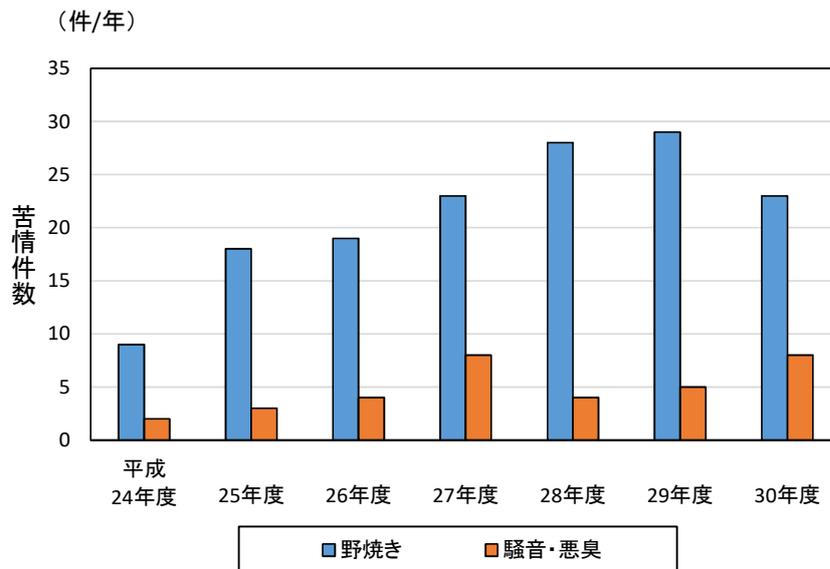


図 15 苦情件数の推移

出典) 南房総市総務部企画財政課「南房総統計書」

### (4) きれいな土地を創っていく

土木・建築工事等で発生した土砂等については、発生した自らの工事や他の建設工事、又は建設工事以外の用途において有効に利用されることが望ましいですが、一部の建設残土については、受入地に搬入されています。

受入地となる自治体では、残土条例やその他の法令により、持ち込まれる残土の安全性について土質の成分分析を義務付けるなど、埋立てや土地の形質変更などに対して厳しい規制を行っていますが、一部の悪質な事業者は無許可又は許可条件に違反した埋立て行為を行い、問題となっています。

こういった事案は、主に大都市周辺部の山間部で発生しており、本市においても例外ではありません。再発の防止のためにも、法令に基づく指導・監視体制の強化や、千葉県との協力体制を強化していく必要があります。

### (5) 有害化学物質による汚染やその他の公害を防ぐ

健康への影響が問題となっているアスベスト(石綿)については、今後、建材としてアスベストを使用した建築物等の解体等作業が増加していくことが見込まれており、飛散防止対策の徹底を図る必要があります。

さらに、「水銀に関する水俣条約」が発効したことにより平成 30(2018)年から規制対象となった水銀について、適切な対応を図っていく必要があります。

### 【アンケート結果より】

市民アンケート「特に重要と考えている環境項目」結果より、「公害問題（大気・水質・振動・騒音、悪臭、地盤沈下）」が重要であるとする人は11.4%でした。また、「南房総市行政に対し期待する環境対策」では、「公害問題（大気・水質・振動・騒音、悪臭、地盤沈下）」が11.7%、「再生土埋立てや産業廃棄物による土壌汚染対策としての規制の整備」が5.7%となりました。

### 【現状から見た課題】

アンケート結果から、本市の環境全般への満足度は、約半数が満足しており（「満足している」と「やや満足している」と回答した人の合計）、次にどちらともいえないと回答した人の割合が約30%と高くなっています。どちらともいえないと回答した人のなかには、「わからないから」との意見もあり、情報提供が必要であると考えられます。

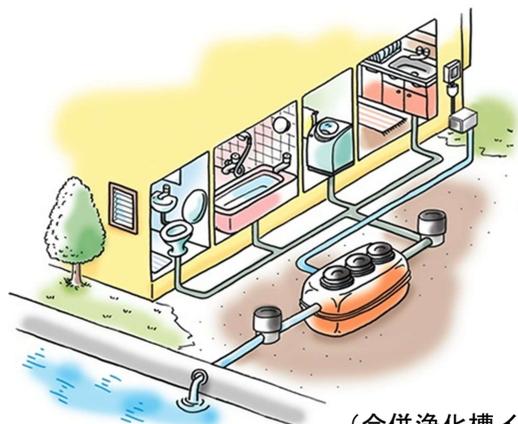
### 3) 環境指標と目標値

指標	前計画目標	現状(H30)	目標(R11)	担当課
生活排水処理率	—	43.27%	57.20%	環境保全課
公害関係の苦情件数	—	31件	27件 (1割削減)	環境保全課

### 合併浄化槽とは？

合併浄化槽とは、し尿（トイレの排水）と生活排水（台所や風呂、洗濯に使用した排水）をまとめて処理する浄化槽のことです。

下水道が無い本市では、単独浄化槽や汲み取り便槽では、家庭からの排水のうち、トイレから出る分しか処理されません。水質保全を考える上では、合併浄化槽への転換が必要です。



(合併浄化槽イメージ図)

## 行政の取り組み

### (1) きれいな空気を創っていく

#### ① 自動車などからの発生源対策

##### 自動車の排気ガス対策

- ・普通自動車からハイブリッド車や軽自動車への転換など、公用車に低公害車を導入します。
- ・公用車運転の際には、エコドライブを実践します。
- ・買い替えなどにより、低公害型バスの導入の充実を図ります。
- ・エコドライブや車両の適切な整備・点検の啓発活動を推進します。

##### その他大気汚染対策

- ・ごみの自家焼却や野焼き等による大気への影響を住民に知らせ、削減を図ります。
- ・サンプスギなどへの植え替えにより、発生する花粉の量を抑制します。

#### ② 工場・事業場などからの発生源対策

##### 焼却物の削減

- ・ごみ排出量そのものを削減することにより、ごみ処理による大気汚染物質を削減します。

## 市民の取り組み

- 自動車の購入や利用にあたっては、電気自動車やハイブリッド車など、低公害車あるいは低燃費車で環境にやさしいものを選択しよう。
- アイドリングストップを心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めよう。
- 交通渋滞などの原因とならないよう、路上駐車を行わないようにしよう。
- 自家用車は定期的に点検を行い、良好な状態を保とう。
- 家庭用焼却炉は廃止し、家庭から出るビニール、プラスチックごみ等の自家焼却や野焼きは行わず、適正に処理しよう。

## 来訪者の取り組み

- レンタカーを利用する場合でも、電気自動車やハイブリッド車など、低公害車あるいは低燃費車で環境にやさしいものを選択しよう。
- アイドリングストップを心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めよう。
- 交通渋滞などの原因とならないよう、路上駐車を行わないようにしよう。
- 積極的に徒歩、自転車や公共交通機関で移動し、できるだけ自動車を利用しないようにしよう。

## 事業者の取り組み

- 事業活動に伴う自動車の購入、利用にあたっては、ハイブリッド車など、低公害車あるいは低燃費車で、環境にやさしいものを選ぼう。
- 通勤時の相乗りや、徒歩や自転車による通勤、公共交通機関の利用を奨励し、自動車利用を減らそう。
- アイドリングストップを心がけ、急発進・急加速・急ブレーキをやめるなど、環境に配慮した運転（エコドライブ）に努めよう。
- 業務用車両の運用・運行計画を効率的なものへと見直していこう。
- 環境への影響を与えないよう、定期的に車の整備を行い、良好な状態を保とう。
- 田んぼに農薬などの空中散布をするときには、できるだけ周りに影響がないように努めよう。
- 廃棄物焼却炉は、法律等による制限や規制を順守し、適正に設置・管理しよう。
- 大気汚染防止設備の定期的な点検整備を行い、施設から発生するばい煙や粉じんの飛散防止対策等を講じ、適切な自主管理を行おう。
- 施設を整備・改善し、有害な物質を排出しないように努めよう。
- 焼却炉の燃料には硫黄分の低いものを使用しよう。

## 行政の取り組み

### (2) きれいな水を創っていく

#### ① 水質汚濁の防止

##### 河川等の水質汚濁防止

- ・工場排水など事業所への水質汚濁防止の指導・PRを実施します。
- ・建設作業や事業活動による、油流出など水質汚濁防止の周知を図ります。
- ・家庭用の合併処理浄化槽設置を支援します。
- ・公共用水域の監視を行い、水質異常事故対策の推進を図ります。
- ・河川の水質調査の実施を図ります。

##### その他水質汚染対策

- ・有害物質の適正な処理、農薬の適切な使用方法について啓発を図ります。
- ・家畜排せつ物などの適正管理の指導を図ります。

#### ② 健全な水循環の構築

##### 水資源の保全

- ・水資源の重要性の啓発に努め、水源涵養林を保全します。

## 市民の取り組み

- 有害化学物質や農薬が河川に流入することがないように適切な取り扱いを徹底しよう。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換し、あるいは合併処理浄化槽を設置し、法定検査や清掃等の維持管理をしっかりと行おう。
- 自宅周辺の側溝や河川用水路の清掃など、水環境を守る取り組みに積極的に参加しよう。
- 調理くずや廃食用油の適正な処理、環境にやさしい洗剤の使用や洗剤の適正な使用に努めよう。
- 洗濯や洗車のときは、洗剤は適量を使用しよう。
- 釣りをするときはマナーを守り、撒き餌や漁具の使い方に気を付けよう。

## 来訪者の取り組み

- 釣りをするときはマナーを守り、撒き餌や漁具の使い方に気を付けよう。

## 事業者の取り組み

- 合併処理浄化槽、あるいは水処理施設を設置し、事業活動による排水は適正に処理し、海や河川等の水質保全に努めよう。
- 家畜糞尿などは適正に処理しよう。
- 汚染物質を含む排水は適正に処理し、排水基準を超えた汚濁水を流さないよう、厳重に管理を行おう。
- ダイオキシン類などの有害化学物質や農薬などが河川に流入しないよう、使用の各工程において厳重な管理を行おう。
- 農薬や化学物質は、適正に使用しよう。
- 敷地内に、雨水タンクや貯留施設を設置し、雨水の積極的利用に取り組もう。



(令和元年度環境ポスター優秀賞4年生の部  
三芳小学校4年 小島琉生さん)

## 行政の取り組み

### (3) 不快な騒音・振動や悪臭をなくす

#### ① 騒音・振動の防止

##### 騒音・振動発生対策

- ・法令に基づき、特定施設・特定建設作業に際し、騒音・振動の防止について、指導を行います。
- ・マンホールについては、騒音・浮上防止型を維持します。
- ・地区計画を利用した規制・誘導による土地利用の適正な制限を図ります。

#### ② 悪臭の防止

##### 悪臭発生対策

- ・工場・事業場等の悪臭発生源の監視・指導の徹底を図ります。
- ・堆肥に関する悪臭防止指導を実施します。

## 市民の取り組み

- 暴走行為やカーステレオの大音響による影響を防止するため、家庭での教育を徹底しよう。
- 音響機器を使う場合、防音対策について工夫をしよう。
- 騒音や振動をもたらす機器の使用にあたっては、影響を極力抑えるため、使用する時間帯にも配慮しよう。
- 建物の新築・改築工事を行う際は、隣近所等に配慮しよう。
- 近所に迷惑にならないよう、飼い犬等の鳴き声にも注意を払おう。
- 深夜の騒音など近隣住民への迷惑行為を行わないようにしよう。
- 近隣に迷惑にならないよう悪臭発生の防止に配慮しよう。

## 来訪者の取り組み

- 深夜の騒音など近隣住民への迷惑行為を行わないようにしよう。

## 事業者の取り組み

- 業務用車両や工事車両の出入りをできるだけ控え、騒音・振動の発生を抑制しよう。
- 設備機器に対する消音器、防振ゴム・バネ等の防音・防振装置の設置、特定発生源室内への設置、防音壁の設置等の防音・防振対策を行おう。
- 野外に露出して設置するポンプ類などの設備機器は、低騒音・低振動のものを使用するとともに、防音・防振対策を施しよう。
- 工事などの際は、幼稚園や学校などの文教施設、保育園、診療所、病院、老人ホーム等の福祉施設の有無を確認し、十分な配慮を行おう。
- 建設工事や解体工事時には、低騒音・低振動の建設機械を使用しよう。
- 屋外に向けての宣伝放送や営業活動は、周辺の住民への騒音の影響を十分配慮して行おう。
- 低周波公害をよく認識し、抑止対策に最善を尽くそう。
- 工場・事業所から発生する臭気が周辺に発散しないよう適切な対策を講じよう。
- ごみを搬出するまでの間、周辺に臭気が発散しないよう適切な対策を施して保管しよう。
- 家畜糞尿などは適正に処理し、管理を徹底しよう。
- 肥料をまく際は、周辺に臭気が発散しないよう、気象状況等に考慮し、覆土を行うなど適切な対策を行おう。



(騒音・悪臭イメージ図)

## 行政の取り組み

### (4) きれいな土地を創っていく

#### 土壌汚染の防止

- ・土壌汚染による地下水汚染を防ぐため、地下水質調査に協力します。
- ・不法な埋立を防止するため、県・警察と協力し、パトロールを強化します。

## 事業者の取り組み

- 汚染物質を含む排水の地下浸透などは行わないようにしましょう。
- 有害化学物質や農薬などが土壌を汚染することがないように、使用の各工程において厳重な管理を行おう。
- 土壌の掘削工事を行う際は、湧水を枯渇させないため、掘削の深度や地下水脈、湧水的位置などに十分に配慮し、地下水脈を分断しないようにしましょう。

## 行政の取り組み

### (5) 有害化学物質による汚染やその他の公害を防ぐ

#### ① 有害化学物質による汚染防止

##### 有害化学物質の発生抑制

- ・国、県と連携し、アスベストなど有害化学物質対策の推進を図ります。
- ・ゴルフ場や公園などで使用する農薬などの削減を促進します。
- ・田・畑などに対する農薬や化学肥料等の適正使用、使用量削減の働きかけを図ります。
- ・ダイオキシン類に関する最新データの収集、発生防止対策の推進を図ります。
- ・法令に基づく野焼き禁止の徹底を図ります。

#### ② その他の公害の防止

##### 光害の防止

- ・公共施設の夜間照明について、施設利用時間終了後における消灯を徹底します。

## 市民の取り組み

- 家庭で使用している物に有害化学物質などが含まれているかどうか、あるいは有害化学物質の人体への影響について知るようにしよう。
- 有害化学物質を含む製品の購入・使用をできるだけ控えるとともに、使用する場合は、使用時、保管時、廃棄時のそれぞれの注意事項を厳守しよう。
- 家庭内にある有害化学物質を廃棄する際には、適正に処理しよう。
- 有害化学物質が含まれている農薬や消毒薬、殺虫剤などは、住宅地周辺などではむやみに散布しないようにしよう。
- 農地や家庭菜園などで施肥を行う際は、適正な量にするよう努めよう。
- 自宅の照明の明るさが周辺に影響を与えていないかを点検し、影響を与えている場合は改善しよう。

## 事業者の取り組み

- 有害化学物質及び放射性物質の使用及び保管は、法を遵守して管理を徹底し、使用及び保管している施設は、その旨を外に表示しよう。
- 有害化学物質の取扱マニュアルを作成して自主管理を行うとともに、漏洩により環境汚染を出さないよう事故防止対策を徹底しよう。
- 無害化処理施設の設置などに努め、有害化学物質の排出を抑制しよう。
- 有害ごみについては、自己責任により回収し、処理しよう。
- 屋外照明の設置、使用にあたっては、「光害対策ガイドライン」に従い、適正に行おう。
- 照明器具のメンテナンスは適切に行おう。
- 駐車場等の付属施設の照明は、周辺環境に影響を与えていないかについて検証し、必要に応じて改善しよう。
- ホテルなどの昆虫や植物など、生物の生息地に対して光を出さないようにしよう。
- 製品や設備・施設から発生する電磁波の人体への影響を自ら把握し、その情報を一般に公表するとともに、これを低減するための安全対策を徹底しよう。
- 法令に基づく公害防止対策を推進しよう。
- 業務用施設、空調、ボイラー、排水処理施設などは、維持・管理を適切に行い、水や大気の保全に努めよう。
- 農薬や化学肥料などの化学物質は、適正に使用・管理しよう。

## 第5節 環境保全へ、一人ひとりが取り組み、地域で協力・行動するまち

### 1) 環境学習・環境保全

環境問題は、身近な生活環境から地球温暖化など地球規模の環境に関する問題まで多種多様化し、かつ経済・社会に関する問題も絡まり複合化しています。

経済社会活動が環境への負荷の増大につながらないように地域を転換していくためには、環境の側面のみならず経済・社会の側面も総合的に捉え、環境保全の活動が、経済や社会の課題解決にも貢献していくことを意識し、環境からまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、市民や事業者、来訪者の環境に対する意識の変化を促すことで、日常生活や事業活動からの環境負荷を減らしていくことが重要となります。

そのためには、環境保全の意識の高揚に向けて家庭や学校、職場、地域等のあらゆる場面での環境教育・環境学習を推進することが必要となります。

## 1 環境学習を進める

## 2 環境保全活動に取り組む

(1) 環境美化活動

(2) 空き地の適正管理

### 【アンケート結果より】

市民アンケート「特に重要と考えている環境項目」結果より、「環境保全活動」が重要であると考える人は13.3%でした。また、「南房総市行政に対し期待する環境対策」では、「環境保全に関する講習会や学習会の開催」が2.39%、「環境保全のための助成・融資制度の確立」が7.6%となりました。

### 【現状から見た課題】

アンケート結果より、環境保全のために行動しようとするとき必要になるものについて、「環境問題の現状や対策についての情報」が最も高かったことから、本市における環境に対する情報提供の不足が伺えます。次に「環境問題と生活の関わりや身近な工夫についての情報」が高いことから、市民が生活の中で行うことができる環境問題対策の情報が必要です。

## 2) 環境指標と目標値

指標	前計画 目標	現状 (H30)		目標 (R11)	担当課
ごみゼロ運動参加率	—	62.9%	➡	60%以上	環境保全課
学校での環境学習回数	—	8回	➡	各校1回 以上 (6回)	環境保全課
市民への環境学習回数	—	1回	➡	1回以上	環境保全課
地域の環境美化活動の実施回数	—	180回	➡	現状維持	環境保全課

## 3) 行政・市民・事業者の取り組み

### 行政の取り組み

#### (1) 環境学習を進める

##### 環境学習の機会拡大

- ・環境学習会を通じて、住民の環境に対する意識の向上を図るとともに環境保全活動に率先して取り組む人材を育成します。
- ・学校等に環境教育に関わる人材を講師として派遣し、環境美化教育を推進します。
- ・学校教育や社会教育の中で、地元農家の指導のもとに農業体験を行い、農業の楽しさ・大変さを知る機会を設けると共に、大地を守り育てる教育に活かします。
- ・観察・体験・工作・遊びを取り入れた自然教育の各種プログラムの充実を図ります。
- ・学校給食の食材に地元生産物を使うなど、安全な「食」生活の学習を図ります。
- ・公民館等の公共施設を、市民の環境情報交流の場として提供します。

##### 情報提供による普及啓発

- ・広報やホームページ等により、地球環境の現状、環境保全団体等の情報、環境にやさしい取り組みなどを紹介します。
- ・環境ポスターの募集・展示など、環境に関するイベントの開催を図ります。
- ・図書館の環境関連資料により情報提供を推進します。

### 市民の取り組み

- 環境に関する講演会や講座などに積極的に参加しよう。
- 家庭で子どもたちと一緒に環境問題について話し合う機会をつくり、子どもに環境の大切さを教えよう。
- 自ら有する知識や技能などを活かし、環境学習の機会づくりに協力しよう。

## 事業者の取り組み

- 地球環境問題に取り組むため、従業員の教育を推進しよう。
- 社内報を活用して、社会的責任の重要性や環境の話題を提供し、環境意識の向上を図ろう。
- 社内で環境問題について話し合う機会をつくろう。
- 社内研修などを通じて、地球温暖化、熱帯雨林の減少や砂漠化、オゾン層の破壊などの地球環境問題への認識を深め、環境に配慮した取り組みを進めていこう。
- 従業員を環境に関する講演会や講座などに積極的に参加させよう。

## 行政の取り組み

### (2) 環境保全活動に取り組む

#### 県や地域団体等との連携

- ・県との連携・協働による環境保全活動に取り組みます。
- ・地域で活動する団体等、住民や事業者の自主的な環境活動の支援を図ります。
- ・区、組等の自治組織による市道沿いや林道の除草作業の支援・推進を図ります。
- ・文化財の保護に取り組む団体を支援します。また、文化財の調査を進め、適切な保護を進めます。
- ・地域の歴史・文化・自然環境などの特性を生かした、新たな観光メニューを開発します。

#### 文化財等の保存

- ・地域の有形・無形の文化財や民族資料、生活文化、郷土史、民俗芸能などについて、調査・研究を行うとともに、保存・管理・伝承等を行います。
- ・文化財の愛護思想を普及するため、地域の歴史や文化とのふれあいの場づくりや歴史文化に関するイベントを開催します。

## 市民の取り組み

- 国や関係機関が実施する環境調査などに参加し、地域環境への知識や理解を深めよう。
- 市や民間団体などが開催するイベントなどに参加し、情報交換や各種体験など交流を深めよう。
- 自ら地域の環境リーダーや環境アドバイザーをめざし、また、人材の育成に協力しよう。
- 講演会などを通じて、地球温暖化、熱帯雨林の減少や砂漠化、オゾン層の破壊などの地球環境問題への認識を深めよう。
- 環境に関するイベント等の啓発行事や意識調査に、親子で参加・協力しよう。
- 事業者等が実施する環境活動の見学会等に、積極的に参加しよう。

## 来訪者の取り組み

- 環境に関するイベントや環境調査などへの参加、情報交換や各種体験などを目的として、市を訪問しよう。
- 市での滞在を通じて環境に関する情報を収集し、関心を持とう。

## 事業者の取り組み

- 地域の環境リーダーや環境アドバイザーなど、実践的な指導を行える人材の育成に協力しよう。
- ライフサイクルアセスメント（LCA）やエコアクション 21（EA21）環境マネジメントシステムなどの導入を考えよう。
- 環境に関するイベント等の啓発行事や意識調査に、事業者として参加・協力しよう。
- 子供の環境学習に協力します。また、教材、用具、施設、場所の提供等の支援に努めよう。
- 環境活動を紹介する見学会の開催など、環境教育に積極的に協力しよう。
- 郷土芸能や伝統行事を守るために、地域社会貢献活動として行事に参加、協力しよう。
- 環境問題についての講演会や体験学習、イベントなどに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めるようにしよう。
- 環境問題に関する興味を深めることで、環境にやさしい生活や行動を心がけよう。
- 環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めるようにしよう。



（水辺の生き物観察会）